

食安輸発1113第1号  
平成21年11月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年10月28日付け食安輸発1028第5号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査等において、カナダ産亜麻から安全性未審査遺伝子組換え亜麻（FP967）特有の遺伝子を検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、貨物を保留の上、安全性未審査遺伝子組換え亜麻（FP967）に係る行政検査を実施することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

なお、平成21年9月16日付け食安輸発第0916第1号については、本通知をもって廃止することとします。

### 記

1. 製品検査の対象食品  
カナダ産亜麻及びその加工品
2. 検査の項目  
安全性未審査の遺伝子組換え亜麻（FP967）
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成13年3月27日付け食発第110号「組換え DNA 技術応用食品の検査方法について」  
1.1.1. トウモロコシ及び大豆の穀粒の検体採取によること。
5. 検査の方法  
平成21年10月27日付け食安監発1027第3号「安全性未審査の遺伝子組換え亜麻（FP967）の暫定検査法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
安全性未審査遺伝子組換え亜麻（FP967）が検出されるおそれがあるため。
7. 備考  
遺伝子組換え亜麻（FP967）特有の遺伝子が検出された場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。